

「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に係る
札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日（火）午後 3 時開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 定刻を少し過ぎましたので、ただいまから札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、子どもの権利推進課長の渡辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員のうち、鈴木委員が所用により欠席されております。

ここで、今年9月に新たに委員にご就任されました水岡委員と正岡委員から、一言、簡単にご挨拶をお願いいたしたいと思っております。

○水岡委員 札幌市私立保育園連盟の副会長を今年度5月より仰せつかりました中の島保育所の所長をしております水岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めての会で、うまく引き継ぎがされなかったもので、今回この会議に初めて出席させていただいて、皆さんのご意見を聞きながら学ばせていただいて、また、保育園連盟の中でお役に立つことがあったら伝えていきたいなと思っております。

本当に未熟者ですが、よろしく願いいたします。

○正岡委員 正岡と申します。

札幌医科大学の保健医療学部、また、助産学専攻科で教員をしております。専門は、母性看護学と助産学になります。

初めてこの会議の参加となりますが、札幌市の子ども、貧困対策に向けて微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から子ども育成部長の有塚よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（有塚子ども育成部長） 子ども育成部長の有塚でございます。

委員の皆様におかれましては、この師走の大変お忙しい中を児童福祉部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから札幌市政、とりわけ児童福祉の行政の推進におきまして、本当にお世話になっております。この場をかりて改めてお礼を申し上げたいと思っております。

子どもの貧困対策計画の策定に向けて、これまでの間、児童福祉部会におきまして、さまざまな議論をいただいてまいりました。また、委員の皆様をはじめ、市民の皆様からのご意見、実態調査から明らかになりました結果などを踏まえまして、今回、それに対応する取組についてまとめて計画案をつくったところでございます。

本日は、それについてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、専門的かつ客観的な見地からご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 本日の議題は、「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」についてでございます。

会議資料としましては、本日の会議の次第、委員名簿、座席表に続き、資料1、資料2

となっております。

不足がありましたらお知らせください。

また、会議の公開・非公開についてでございますが、本日の議題では個人情報等を扱う予定が特にないことから、そのことを踏まえ議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、ここからの議事の進行を松本部会長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

2. 議 事

○松本部会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

時間もありませんので、早速、議事に入りたいと思います。

最初に、この議事を公開とさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松本部会長 皆さんにご確認いただいたということで、進めさせていただきたいと思えます。

本日の進め方でございますけれども、議題は1点であります。

ご案内のように、札幌市子どもの貧困対策計画(案)についてでございます。

これについて、まず、事務局からご説明をいただいて、その後に意見交換あるいはご審議をいただいて、最後に一旦議論を取りまとめて、閉会したいと考えております。忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) それでは、札幌市子どもの貧困対策計画(案)について、概要版によってご説明いたします。

A3判の資料1をごらんください。

計画の背景として、子どもの貧困率については、平成27年に13.9%となり、平成24年に比べて改善が見られたものの、いまだおよそ7人に1人の子どもが貧困状態に置かれています。

平成26年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。

札幌市の計画の策定の趣旨としましては、実態調査で明らかになった課題に対応するための新たな取組などを体系的に整理し、計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援につなげることとしております。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間としております。

続いて、右側の第2章、本市の子どもの貧困等の状況ですが、昨年度実施した実態調査から札幌市における子どもの貧困の状況、課題を五つに整理しております。

一つ目の課題は、相談支援についてで、ここに書かれていることから、相談支援体制の

充実・強化と支援策の情報を届けるための広報の充実が必要と考えております。

続いて、二つ目の課題は、子どもの育ちと学びについてです。乳幼児期の子育てについて、乳幼児期の子どもの健やかな成長と子育てを行う保護者への支援が必要と考えられます。子どもの学びについては、さまざまな学習機会の提供や安心して学ぶための支援体制の充実が必要と考えられます。

子どもの居場所・体験については、安心して過ごすことができる居場所づくりや多様な学びや体験活動の支援が必要と考えられます。

三つ目の課題としては、若者の社会的自立についてで、ここでは、若者の進路支援や就労支援、相談支援など、社会的自立に向けた支援が必要と考えられます。

四つ目の課題としては、生活基盤の確保についてで、ここでは保護者への就労支援や生活基盤を確保する経済的支援が必要と考えられます。

五つ目の課題は、特に配慮を要する世帯への支援についてで、ここでは、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯などへの生活状況に応じたきめ細かな支援が必要と考えられます。

続いて、2枚目をごらんください。

実態調査から確認された子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、この計画における基本理念としては、全ての子どもは豊かに成長し、発達していく権利が認められているという子どもの権利に触れ、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく成長していくことができる社会の実現を目指すものと定めております。

次に、この計画では、子どもの貧困を主に経済的な問題を要因として子どもが生まれ育つ環境にさまざまな困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など発達の諸段階において、さまざまな不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態ととらえます。

また、この計画の対象は、子どもの貧困の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本としています。

施策の体系としては、先ほど申し上げました五つの課題に対応する五つの基本施策を設定しております。

右の第4章、施策の展開をごらんください。

ここでは、主な事業・取組として新規事業や拡充と表記している項目もございますが、これらも含めた予算を伴う事業については、現在、予算の編成作業中であり、現時点では未確定となっております。予算要求中の内容に基づく記載となっていることについてご理解をお願いいたします。

基本施策1、困難を抱える子ども・世帯を必要な支援につなげる取組の推進の施策1-1、気づき、働きかけによる相談支援体制の充実では、困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつける体制の強化の仕組みを構築してまいります。また、新規の取組として、子どもの貧困への理解の促進、また、拡充を検討している取組としてスク

ールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用などをあげています。

施策1-2、地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進では、新規の取組として、地域における支援機関や団体等との連携促進、拡充する取組として必要な支援策を届ける広報の充実などをあげています。

基本施策2、子どもの育ちと学びを支える取組の推進の施策2-1、乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援では、拡充を検討している取組として、子ども医療費助成や保護者の保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進などをあげています。

続いて、3枚目をごらんください。

施策2-2、子どもの学びの支援では、新規として検討している取組として、高等学校等生徒通学交通費助成などをあげています。

施策2-3、子どもの居場所づくり・体験活動の支援では、新規の取組として、地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組をあげています。

基本施策3、困難を抱える若者を支える取組の推進の施策3-1、社会的自立に向けた支援では、新規として検討している取組として、若者の社会的自立促進事業（学習支援）などとしています。

基本施策4、保護者の就労や生活基盤の確保の施策4-1、保護者の自立・就労の支援では、拡充を検討している取組として、女性の多様な働き方支援窓口運營業務や、ひとり親家庭就業機会創出事業などとしています。

施策4-2、生活基盤の確保に向けた支援では、拡充を検討している取り組みとして、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業などをあげています。

基本施策5、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進の施策5-1、社会的養護を必要とする子どもへの支援では、拡充を検討している取組として、児童相談体制の強化などをあげています。

施策5-2、ひとり親家庭への支援では、拡充を検討している取組として、高等職業訓練促進給付金事業、必要な支援策を届ける広報の充実などをあげています。

施策5-3、生活保護世帯・生活困窮世帯への支援では、生活困窮者自立支援事業などをあげています。

最後に、第5章の計画の推進については、まず、基本施策ごとに指標を設定し、平成28年度の現状値と34年度の目標値を設定しております。

このほか、子どもの貧困の現状と、対策の取組の普及啓発の推進、計画の取組状況等の検証等の実施体制、子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握についても実施に努め、子どもの貧困対策を一過性のものにすることなく計画を推進する体制を整えてまいります。

以上が子どもの貧困対策計画の案となります。

なお、この計画案につきましては、これまで市役所庁内の関係課長会議、部長会議を経てきたものでございます。

今後の予定としましては、年内に関係局長会議、年明けに市長・副市長会議を予定しており、その後、1月23日に子ども・子育て会議での審議を予定しております。

その後、議会の委員会での審議を経まして、パブリックコメントの実施を予定しております。

以上でございます。審議のほどをよろしく願いたします。

○松本部長 意見の交換に入りたいと思いますけれども、その前に、今のご説明の中で事実関係について確認されたいことはありますか。

スケジュールで言いますと、これは年度内に作成ということですが、最終的に決定するのはどこですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） パブリックコメントを経まして、市長の決裁を経て策定となります。

○松本部長 決める機関はどこですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 議会に報告をしまして、それから、子ども・子育て会議で報告して承認をいただきます。

○松本部長 それでは、子ども・子育て会議で承認して決まることになりますか。

それはパブコメ前ですよ。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 前です。パブコメで多様な意見が出されると思いますので、場合によっては、再度、児童福祉部会を開催することも検討していきたいと考えております。

○松本部長 決定の手續について、どういう形か、確認しておきたかったのです。

それで、これからご意見をいただきたいと思いますが、一つは計画の前段の枠組みでございます。こういう形で基本施策として全体が出ておりますが、この枠組みについて、ご意見をいただきたいと思いますが、もう一つは、実際の中身、成果指標と実行体制について、幾つか焦点があると思います。

もちろん全てが絡みますので、一括して御意見をいただいてもいいのですが、議論の整理のために、まずは枠組みを中心にご意見をいただければと思います。もちろん、その観点でほかのことに関連することがあれば、ご発言を妨げることはありません。

ご意見が出る前に、私から総括的に述べます。

この計画で、特に札幌市として力を入れる、中心にするところはどこだとお考えになってこの計画をつくられているか、お聞かせいただければと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、初めて子どもの貧困対策計画をつくることとなりますので、既存の施策なり事業でどのようなものが子どもの貧困対策に資するものとしてあるのかを整理して体系化いたしました。さらに、昨年度、実態調査を行いました、そこから見えてきた課題の一つとして、困難を抱えていると考えられる世帯ほど悩みを相談する人がいない、制度やサービス、相談窓口を知らないなどという社会的孤立の傾向があることが明らかとなりました。そのような子どもや世帯をどのようにして相談支援

に結びつけていくかということが必要だと考えておりました、そこは課題の1に掲げております。

計画の本書の中でも、40ページの一つ目の取組として、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援に結びつける体制の強化ということで掲げております。

まだ、今の時点で具体的にどのような進めていくかということは固まっておりませんが、この計画の期間の中で体制の強化の仕組みを構築していきたいと考えております。

○松本部長 既存の施策の体系化と、特に相談につながる仕組みの強化を念頭に置いて立てられたというご説明ですね、わかりました。

皆さん、そろそろいかがですか、いろいろとご意見がおありだと思いますので、ぜひどうぞ。

○秦委員 もし可能であればですけれども、子どもの権利推進計画の冊子を見せていただくことはできますか。委員の皆さんに配っていただくこともできますか。今、この縦軸だけを見ていますけれども、同じような並びで横にもいろいろな施策があって、それとの対比の中で見せてもらうことができたらうれしいというのが1点です。

それから、予算要求中で未確定のところがありますが、予算要求について、この計画に対する予算の優先順位はどのくらいのポジションにあるのか、わかりますでしょうか。

○松本部長 今回の資料を出してもらえないかということはお準備いただけますか。できれば、この会議中の早い時間帯で見て、比較したいということですので、よろしく願います。

予算の優先順位をお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 平成30年度の予算の編成方針として、子ども・子育てに関することが重要な柱として掲げられておりますので、重要度は高いものと考えております。

○松本部長 今のご質問は、今ここに上がっている中で優先順位があるとすればどれかということだと思います。

○秦委員 それも含めてです。

もう一度言いますと、札幌市も、高齢者の方もいれば、子どもたちもいますし、まちづくりもある中で、どこに優先的に予算を配分するのが重要だと思います。今、課長がおっしゃられたように、子ども・子育てについては、かなり優先的で、上位だと伺いましたが、では、それについて、予算要求をしていて全てが満額どおりいくのかというところの辺が重点的なのか、おわりの範囲で構いませんので、あわせてお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） この計画を策定していく中で予算要求をしておりますが、我々も予算の査定を受ける立場ですから確定的なことは申し上げられませんが、例えば、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用や、施策2のところでは子どもの医療費助成、施策2-2の高等学校等生徒通学交通費助成はかなり

優先度が高いのではないかと思います。

○松本部会長 ほかにいかがでしょうか。もちろん、フレームワークではなくて個別に提案されている施策について、より詳しいご質問、あるいは、こういうことを盛り込んだらどうかというご提案も含めてお願いします。

○大澤委員 まず、対象となる子どもがどれぐらいいるかを把握されているのか、お聞きしたいと思います。つまり、全体としては札幌市で0歳から19歳の子どもが30万人ぐらいいます。それで、単純に13.9%だと4万2,000人ぐらいです。今回の調査の結果、明らかになったことは、やはり貧困線よりも1.4倍や1.5倍と貧困線未満だからというよりは、それより少し上も含めて生活の大変な状況が同じように出ていました。数としては、多分、4万2,000人を超えるような対象数を想定しなければならないと思います。

まず、札幌にどれぐらいの子どもたちがいるのかを把握していることを載せる必要があるのかないか、その辺をどうお考えかをお尋ねします。そういうふうに考えたときに、これは万の単位ですから、やはり全体への働きかけができる施策と、それから、生活困難を抱えている個別のケースへの対応を十分に検討する必要があると思っています。例えば、全体への働きかけと考えますと医療費の助成や給食費の無料化、就学援助の基準を引き下げないで引き上げるという全体の数万人の子どもたちに必ず届くような施策と、それこそスクールソーシャルワークのような一人一人個別の生活状態に合わせて対応していくものときちんと考えて、どこにどんなふうに手当てをしていくかを整理したほうがいかなど個人的には思っています。

○松本部会長 今の点について、大事なご指摘かと思えますけれども、事務局でお考えのことはありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 対象となる子どもがどれぐらいいるのかですけれども、国民生活基礎調査で出されているような子どもの貧困率というものを昨年実施した実態調査からは算出することは難しいのではないかとということで、この計画書には子どもの貧困率は掲載していないところです。

ただ、今、委員がおっしゃられたように、国の貧困率を札幌に当てはめると3万人から4万人近いお子さんたちが貧困線以下の状態にあると言えるかと思えます。その上で、この計画に掲載している施策が多岐にわたります。施策ごとに対象となるお子さん、それから、世帯も変わってくることになりますので、全体としては3万人から4万人になるかと思えますけれども、そこは掲載しないで個々の施策で対象を定めて取り組んでいくことを考えております。

○松本部会長 恐らく、ご提案の内容の中には、対象数の問題のほかに、全体に届くような施策と個別支援のものを分けた形で計画の整理をしたらどうかということも含まれていたと思ったのですが、そこについてはいかがですか。施策のタイプがユニバーサルなものと同個別支援のものでは性格が違うでしょうから、計画のわかりやすさではいかがでしょう

か。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 計画案の中では、そのような整理の仕方で記載はしていないところですが、計画書本書を見ていただきますと、個々の取組ごとに対象となる年齢層を明らかにしているところではあります。今、委員から指摘がありましたことが可能かどうかも検討してみたいと思います。

○松本部長 あるいは、今ではなくても、これから年度内にいろいろな手続きを経ますので、大澤委員もこういう形で整理してはどうかというご提案があれば、またお寄せいただければと思います。計画のわかりやすさという点では大変重要な点かと思えます。恐らく、今の点は評価指標のつくり方ともかかわるような気がします。

ほかにいかがでしょうか。全体の枠組みと申し上げましたけれども、かえって発言を抑制するようでしたら困りますので、どういうところからでもお願いいたします。

○村尾委員 まず、本当にご尽力いただきまして、このように整理していただいたことを心から御礼申し上げます。

私は、今、東京に勤めていて、全国の市町村の計画を見せていただいているのですが、基本理念に子どもの権利を入れていただいたことは、札幌市が従来から取り組まれていたことを子どもの貧困対策でもより進めていくという意味では非常に価値があるものかなと感じております。

とらえ方についても、子どもの貧困というと子どもが貧困なのかという勘違いがどうしても生まれてしまうのですけれども、その状態であるということを書いていただいたことは非常に感謝しています。

そういった理念やとらえ方を踏まえた上で、僕は、指標について伺いたいと思います。

まず、ご質問としては、基本施策5の今後の生活に不安があるひとり親家庭の割合が88%というのはどこの数字を見ればいいのかと思いました。これは調査の中にある数字ですか、それとも、また別の調査ですか。

○事務局（柏尾子育て家庭係長） 子育て支援課の柏尾と申します。

ここに関しては、ひとり親に特化した別の調査をしております、その実績値を現状値としております。

また、子ども未来プランという子どもに関する総合計画でも、ここについては指標としているところでございます。

○村尾委員 それを聞いた上で、1点目としては、とりあえずとかまずという意味でいいと思うのですけれども、逆に、ひねくれた人から8割は不安を抱えていても仕方がないと見られてしまうと、せっかく計画をつくってこれから頑張っていきたいという姿勢が当事者のお母さんやお子さんに曲がって伝わってしまうかなと思いました。何か、とりあえず計画上の目標値は8割ですというような根拠があればと思いました。

もう一点は、子どもの権利を理念に掲げていますが、例えば、18ページに進学に必要なお金を心配して「高校まで」と回答したひとり親家庭の高校2年生の割合が72%とあ

ります。このアンケートから見られた子どもの声を、これからの目標としてお金の心配という側面から進学を諦めずに済むような目標値を何か立てたり、もう少し子どもの視点に立った指標を組み入れてもいいのかなと思いました。

質問と意見です。

○松本部長 今、指標のお話が出ましたので、もし指標に関してご意見なり、逆に、ご提案があればお願いします。

○川田委員 指標のところ、今の村尾委員のご指摘と重なるのですけれども、例えば、基本施策2の子育てのところ、現状値は大体同じですが、目標値が10%違っていたりするのは。このあたりの目標値の算出根拠がどうなっているか、ほかのところにも関係すると思うのですけれども、目標値の設定の仕方、ルールを伺いたいです。

○松本部長 目標値の設定についてご質問が出ましたが、そこはいかがでしょうか。

○事務局（奥田計画担当係長） 子どもの権利推進課の奥田です。

今、具体的に基本施策2の二つの指標について、現状値がほとんど同じですけれども、目標値が10%違うという部分ですが、実はこの基本施策2の二つの指標に関しては、札幌市の全体の総合計画のまちづくり戦略ビジョンに掲げている指標と同じものを使っております。そこで、ちょうど平成34年度の目標値としてあらかじめ定められていた数字がそれぞれ80%と70%となっておりますので、札幌市の計画という意味ではそこの整合性を図って同じ目標値を設定しているということでございます。

○松本部長 全体をカバーする計画の目標値を横に持ってきたというつくり方だというご説明でした。

ほかはいかがですか。今の川田委員のご質問は、それぞれの目標値の設定の根拠は何かということかと思えます。

○事務局（奥田計画担当係長） 上からお答えいたします。

まず、一番上の妊娠・出産について、負担が軽減されている人の割合の目標値の65%は、先ほどとは別の子ども未来プランという札幌市の子どもに関する総合計画でも指標にしている項目でございます。その計画期間が平成31年度までとなっておりますので、その目標値を60%と一旦置いております。現状値と31年度に目標とすべき60%を踏まえて、34年度であれば65%と置くべきだろうと内部で判断しております。

二つ目の指標は、札幌市が昨年実施したアンケート調査からの項目でありますけれども、まず、指標の設定の考え方自体については、全体という考え方もあろうかと思えます。ここでは、まずは経済的に困難を抱えている方が施策のターゲットという観点から、非課税世帯の内ということで、現状値を9.1%としております。それを世帯全体に近づけるとするのは、課題の中で、そういった方ほど知らないというところに対応する施策となっていると考えたものでございます。

基本施策3の若者の指標についても、一番上のものと同じ子ども未来プランの中の指標を用いております。その中の平成31年度の目標値を60%としているのですけれども、

現状値が43.9%であることを踏まえまして、ここでは34年度でも60%を準用する形としております。

基本施策4の子どもがいる世帯の内、家計の状況がぎりぎりまたは赤字という項目も、今回実施したアンケートからの指標になっております。現状値はアンケート結果で、目標値は半分を目指そうという数字でございます。

ひとり親家庭の就業者に占める正規の職員の割合については、ひとり親計画と整合性を図っている指標になっております。説明については、先ほどさせていただいたものです。

最後の基本施策5の三つですが、社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合につきましても、現状値が62.5%、今後もますます拡充していきたいという中で、実はこれも子ども未来プランの目標指標となっているのですけれども、そちらの計画の目標値は既に上回っている状況です。ですから、現状値を踏まえてより高い目標ということで70%を置いております。

今後の生活に不安があるひとり親家庭の割合も、先ほどご説明いたしましたとおりです。

生活保護世帯に属する子どもの高校進学率は、現状値が97.5%に対して一般世帯の進学率を目指すとしております。

○松本部会長 ほかにいかがでしょうか。

○加藤委員 指標と関連してですけれども、最後のところで生活保護世帯の高等学校進学率があがっているのですが、調査をした実感からすると、道の調査と比べても、むしろ高校以降の進学率が顕著に下がってしまうのが札幌の特徴です。そう考えると、もちろん高校進学率も大切だと思うのですが、それよりも高校以降で諦めている人の数がおそらく多くて、しかもそこが多分、将来の不安にもつながってくると思います。もう一つ先の段階の高等教育に関する具体的なプランを出していただけると施策としてはインパクトがあると委員としては思いました。

○松本部会長 今のことについて、何か議論になりましたか。特に保護課はどんな意見でしたか。

○事務局（奥田計画担当係長） 最後の高校進学率は、おっしゃるとおり、現状値も97.5%ということで、かなり高い数字かと思っております。この計画の指標でいきますと、現在実施している事業との見合いで、生活保護世帯などへの学習支援は中学生を対象に行っている施策がありますので、その施策の効果を踏まえた指標設定ということで、高校進学率を掲げたところでございます。

○松本部会長 今、保護課の方はここに来ておられますか。

○事務局（奥田計画担当係長） はい。

○松本部会長 これは私からもですけれども、今、社保審の基準部会の提起で、大学進学を促進するという観点から幾つか施策が打ち出されようとしています。そういったことの関係で、今後そこが動くと考えたときに、むしろ今の大学進学のことをこちらに盛り込むことはどのようにお考えですか。

○事務局（堀井自立支援担当係長） 保健福祉局保護自立支援課の堀井と申します。

生活保護受給世帯の大学進学等につきましては、現在、新聞紙上等でも報道されておりますけれども、国の社会保障審議会では生活保護制度の改正に向けた議論が進められております。その中で、現在、大学に進学すると生活保護制度上は世帯分離という形で、保護は受けられなくなります。また、住宅扶助が減額されたり、制度上の問題が指摘されている中で、生活保護制度の見直し、あるいは、大学進学に際しての一時金の支給等について、現在、検討されているところでございます。

法定受託事務でございます生活保護制度の見直しについては、当然、国の見直しにあわせて対応を行っていくところですが、現在の生活保護制度ないし生活困窮者に対する自立支援制度の枠組みの中においては、高等学校以上の大学進学等に関する支援の事業は用意されていないところでございます。札幌市におきましても、高校進学に向けた支援並びに高校中退を防止するための支援にとどまっているところでございます。このあたりは、制度自体が大きく見直しされてくる中で、しかるべき検討をしていかなければならないという考えでございます。

○松本部長 説明の趣旨は、現在、市が制度として持っていないので、ここは目標値を入れられないということでしたけれども、ないので、どうしようかということを経営計画づくりの中で考えていくことも大事なことだと思います。個人的には、ないからこそ、逆に、計画づくりを通して札幌市としてどうしようかということを経営計画する場であってほしいなと思います。それはいかがですか。

○事務局（堀井自立支援担当係長） 現在、生活保護制度の中で、例えば、札幌市においては、大学に進学しても生活保護の世帯内で認めるという運用を行うような裁量の余地がございません。そこについては、現時点では独自政策を打ち出せる段階にはないと考えてございます。

○松本部長 ほかはいかがですか。

○箭原委員 大体、予算は原資が決まっているので、そこからどう持ってくるかだと思います。

ひとり親家庭等自立促進計画でも、ひとり親世帯の子どもの学習支援という枠組みがありまして、子どもも補助をある程度もらっています。また、生活保護の保健福祉の計画でも、生活保護の子どもの学習支援があります。今度は、貧困の対策にも学習支援が出たので、三つどもえで、使う人は大体が同じような形です。

つまり、ひとり親で、貧困で、学習支援が必要で、もしかしたらそこに障がいがあったりと全部抱えている人は3カ所に行くのかと云ったら、そうではないのです。札幌市は選んだらいいのではないかという言い方をされたのですけれども、その辺をもう少し柔軟に、選ぶのではなくて、その子を介してどこにでも、全部もらえるほうがいいのではないかと思います。だから、受益者が行くのではなくて、この人に対してどういう支援ができるか、こちらからも、あちらからも支援ができれば手厚い支援がされます。そういうふうにはな

らないのかなと思うところで、貧困対策で大きく枠組みをつくっていただいて、そこから皆さんに分けてもらうほうがいいかなと思うのです。

○松本部長 全体の枠組みをどうつくるかということで、例えば、生活保護の問題は保護法がそうになっているからできないのではなくて、保護法以外の側面からどうできるかという横にくし刺ししていくようなことがこの計画づくりの大事なポイントのような気がするのです。

ほかはどうでしょうか。

○秦委員 先ほどの話に戻らせていただいて、指標ともリンクしてくるのですが、僕の記憶が間違っていなければ、子どもの権利条例の推進計画や子ども未来プランの中にも指標が出ていて、目標値が設定されています。それとこれとある程度横で見ると、これとこれがこうなっているからこうかという算出基礎がわかるだろうと思ってお願いしていたのですが、そんなに時間がかかりますか。事務所に資料があるのではないですか。それが1点です。

その中で見ていくと、横ぐしもある程度見えてくるのではないかという感じがしたのですが、違いましたか、間違っていましたか。

○事務局（奥田計画担当係長） 子どもの権利条例の資料を今お配りさせていただきます。

○松本部長 ほかの観点等もありますので、お目通しいただきたいと思います。

ただ、ほかの計画との整合性を言うと、例えば、私は、前の子ども・子育て会議のときに発言しましたがけれども、スクールソーシャルワーカーの目標値は、全体の計画の中で本当に低いのです。そのところがあるからというふうに頭が抑えられるような格好になると、こちらの計画もしんどいかなと思ったりします。ですから、横で見ながらということもありますけれども、一方で、向こうで決まっているからこっちがこうではなくて、全部が全部やれないにしても、全体の体系を見た中でここを重点にしてやっていこうというところはどこであると考えたらいいのではという話です。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今お配りした子どもの権利に関する推進計画の36ページに、子どもの権利の推進計画の成果指標を掲載しています。

○松本部長 成果指標の話で来ていますけれども、そこに関してでも構いませんし、ほかの観点でも結構です。何かございませんか。

例えば、成果指標を見たときに、具体的な制度があるのでこの指標にしているというものもあれば、かなり大きな指標で、どの制度が対応して、どの制度のことを評価したことになるのか、率直にいうとよくわからない指標もあるのです。例えば、中学生の学習支援は全市的にかなりおやりになっている関係で、高校進学は制度的に対応が見えやすいです。一方で、基本施策2でいうと、幾つかの施策が具体的に打たれているけれども、その利用状況はかなり漠然としているところもあって、どの政策がどう効いたのかがよくわからないような格好になっている気もするのです。そのあたりは、総括的なものも必要だと思うのですがけれども、個別の施策に対応する形で実施状況を入れていったほうが評価という

形ではよろしいのではないかと考えるのです。今、特にここがこうということではありませんけれども、設定の仕方は個別の施策との関係でもう少し何かあるような気がするのです。

もう一つは、相談支援の強化ということで、子育ては一つの柱だとありましたが、もちろん、それは計画をつくりながら、この5年でどう考えていこうかというのが課長の最初のご説明であったと思います。そうすると、基本施策1は、もう少しあってもいいような気がしますし、相談する方法を知らなかった人の割合は、別に非課税世帯が非課税世帯ではない世帯と同じであればいいというのではなくて、これは基本的にどの市民もみんな知っていることを目標にしたほうがいいかなという気もするのです。これだとターゲットを非課税世帯に絞った広報をする形になってしまうような気もするので、目標値のつくり方としては全体を通しての広報なり周知が図られるほうがいいかなと思いました。

目標値のつくり方や項目の立て方で、もう少し個別の施策の評価が可能になるように、特に重点のところについては幾つか項目を入れてもいいのかなという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 検討させていただきたいと思います。

○松本部会長 この特に配慮を要する社会的養護ですけれども、こういうところで目標値なり成果指標が入ることはとても大事なことだと思います。家庭的養育環境の割合がそれでいいのかというのがあって、つまり、代替養育を受けるということは里親を増やそうということですよ。それは分離保護の後の話ですから、多分、貧困対策で考えたときは大きく言うと2点あります。例えば、分離保護の前のネグレクト家庭で在宅になっているところをどういうふうに支援していくのかが中心になるような気がしますし、もう一つは、里親なり施設といった代替養育を出た後の自立支援が大きいような気がします。

社会的養育の計画づくりとなりますと、厚労省の社保審の児童部会で議論されています。厚労省の中の検討会の報告が出て、それを都道府県計画にどう落とし込むかに議論が及んでいるところですが、逆に、今の目標値をもう少し修正して家庭的養育のところをふやすような方向で出てくるだろうと思うのです。現行は3分の1ですから、ここに置いたときにこの数字でいいのかということと、項目としては在宅支援をどんなふうに強化するか、自立支援を入れておいたほうが今後の政策の評価の観点でいうと有効で、社会的養護の文脈でいってもそここのところいろいろな手を打っていくことになるのだと思うのです。貧困対策と近いところだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

これはこれで大事なことだと思うのですけれども、枠組みにある施策とあまり結びつかないような気がするのです。自立支援では、札幌市は児童養護施設や里親におられた子どもの進学支援ということで、現に出しておりますよね。あるいは、現行の児童体制のところ、在宅の強化として区の相談体制を強化するという方向があると思います。むしろ、そういうところとの連動が大きいような気がするのです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今、ご指摘があったような観点からの指標の設

定が可能かどうか、これも検討してみたいと思います。

○松本部会長 取りまとめの立場で話してしまって済みません。

ほかにございませんか。

○村尾委員 ほかの県や市町村で、この計画に基づいてアクションプランを別途つくる自治体も出ているのです。その余地があるのであれば、全体計画としてふんわりとさせておいたほうが実はいろいろと打ち込みやすくなると思いますし、皆さんと議論の続きができる可能性もあるかと思いました。アクションプランの検討もしていただけるものなのか、僕はぜひしていただきたいと思うのです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今回、初めて計画をつくる中で、アクションプランを盛り込むところまで議論は行っておりません。ですから、今後この計画に基づいて取組を進めていく中で、そういうことも検討していきたいと考えます。

○松本部会長 今のご提案は大変重要な点かと思えます。特に実行体制のところ、この計画でいくと取組状況の検証の体制をつくるというのはありますけれども、取り組んでいく体制を庁内外でどうつくるかがあまり書き込まれていない気がするのです。むしろ、そちらのほうを一行書いていただいて、その中でアクションプランを検討していきなり、順次、計画を具体的に肉づけしていく進め方が現実的かなと思っております。

○川田委員 今の意見と絡むかもしれないですけども、5年間の計画のうち、中間の評価の計画はあるのでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 計画の中に施策なり取組を掲載しておりますので、これは毎年何らかの進捗状況を把握していくことを考えております。

また、成果指標の中でも、毎年数値をとれるものもありますので、それについては、事業の取組とあわせて達成度を毎年検証していきたいと考えております。

○川田委員 数値ももちろん重要と思うのですが、やはり、今日ここでいろいろと上がっているような実際に現場の感触について、専門家を集めての検証会みたいなもので話をするといいのではないかと思いました。

○松本部会長 特に計画をつくりながら、多少前倒しでの予算要求もありますから、具体案をきちんと固め打ちで出すことが難しい中でご苦労されているのだろうと覚えているのです。だからこそ、これは走りながらどう中身をつくっていくかという観点で進めていかないとまずいと思うのです。さっきのアクションプランの件もそうですし、中間評価も、そこを含んで計画の提案となると、逆に、計画の枠組みと理念はみんなで共有して、これから考えていこうという形に持っていけるような気がするのです。これは個人的な意見であります。

ほかはいかがですか。

○大澤委員 今の観点と関連してですけども、やはり相談支援体制の充実が非常に大きな目玉になっています。それ自体はすごくいいことだと思いますけれども、これは既存の相談体制のことがずっと書いてあります。この計画ができれば既存の体制に上乘せされな

いと意味がないわけです。そう考えていくと、子どもの貧困対策計画ができたことによって、今ある相談支援の体制の気づきの目や支援の力量がどれだけ上乗せされるか、そういうところはすごく重要ななと思っています。

具体的なところでいくと、例えば、乳幼児健診のところで必要な世帯を生活保護につなぐことができたとか、あるいは、子どものさまざまな相談の場面で、登校の状態を改善することができたというふうな形で既存のものがあって、それを貧困対策計画（案）の中に入れて、それによって上乗せされてきちんと成果が出たことが見えるとすごくいいなと思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 相談体制の拡充については、まだまだ検討している段階であります。具体的な目に見える形でそういうような効果があらわれるようなことは必要なことだと思いますので、いただいた意見も含めまして、庁内も含めて検討していきたいと思います。

○松本部長 個別のことでもお願いいたします。

○秦委員 大枠の話の根本のところでは、先ほどの資料も配っていただきましたけれども、基本的に大きな子どもの権利条例の推進計画みたいなものがある中で、子どもの貧困は其中でも大事だよということ、それだけ特出ししてフォーカスしただけのように見えてしまうのです。ですから、例えば、この冊子をざっくり見る中でも、例えば、25ページの目標3の子どもを受けとめ育む環境づくりでいうと、安心して子どもたちが暮らせる居場所づくりをしましょうとか、学校においてはスクールカウンセラーを配置しましょうというのが26ページにも出てきますし、また、虐待予防・防止の話でいうと32ページ、33ページでも相談支援体制強化というのが施策として文言ができ上がっていますので、それがこちら側に移ってきているだけと見えてしまうのです。

予算的にも、数値目標からいっても、制度的にいっても、実はここを出しただけで、大きな違いが見えてこないという市民が感じられてしまっただけの意味もないのです。ですから、もともと既存の計画にある中で貧困だけを取り出したら、これも貧困に入る、あれも入るといって集めてきて、別の計画のように見せているようにといたら悪いですが、見られてはまずいですよね。

今回、せっかくこういう制度で、これだけの先生たちも集まってくださって計画をつくっているのであれば、最初に松本部長がおっしゃったように、ここが肝だというのや、札幌としてはここに力を入れているというのが見えてこない、実は従来のものとあまり変わりばえしない感じにならないかというのが気になっているところです。

○松本部長 最初に体系化するところから始めていますが、例えば、相談支援体制の強化をするときにいろいろなルートがあると思うのですが、特にここということがあると、それでいいのかなど、議論がしやすいような気がするというのが最初の話だったので。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 相談支援体制で申し上げれば、区役所に相談窓

口がございませう。そこを強化していくことはもちろんですけれども、実際に地域で子どもの支援に携わっている方々とのネットワークを構築して、そこから情報をいただきながらいかに支援に結びつけていくかということもとても重要なことになるかなと思います。区役所の相談体制と地域の方々と一緒になって取組を進めていくことが大きな柱になるかなと考えているところでございませう。

○松本部会長 地域というのは、具体的にどのようなことを想定してございませうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 地域には民生委員・児童委員もいらっしゃいますし、そのほかにも、NPOでさまざまな活動をされている方々もいらっしゃいますので、そのような方々を含めてネットワークを構築して行政だけではない推進体制というものをつくって、支援が届いていない方を支援に結びつけるような仕組みの構築をしていきたいと考えてございませう。

○高橋委員 既に議論に出ているのですけれども、例えば、40ページ、41ページで相談支援の各項目が述べられていて、例えば、3、4、5、6で保健所管轄や子育て支援部管轄のものが出ています。それぞれの得手・不得手があって、相談案件としてもこういうことが結構集まっている相談がここで、それとはまた違っている相談がここに集まっています、それがどんなふうに連携がとれるかということが、各相談の受け皿は項目に出ているのですけれども、40ページに書いてある関係機関との連携では得意・不得意のところを踏まえているように見えてこないのです。

それがアクションプランになってしまうのかもしれないけれども、同じことが63ページの社会的養護を必要とする子どものところでも言えます。施策5-1で連携体制の構築と書いてありましても、どんなふうに構築するのかが文章ではわかるのですけれども、頭に思い浮かべることができないのです。ですから、受け皿は書いてあるのですが、秦委員がおっしゃったように真新しいものがないとどうしても受け取りがちだというのは、ほかのところ動いていたりする部分で得手・不得手があって、実はこういう具体例があるのでこんなふうに連携がとれるのではないかということが先ほどの40ページや41ページで受けとめることができたなら、もう少し具体的に考えられるかなと思っているのです。

○松本部会長 いかがですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 連携体制で申し上げますと、44ページ、45ページに取組を掲載してございませうけれども、例を挙げますと、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会がございまして、各支援機関が構成員となって連携をとりながら支援を進めているものがございませう。

今回の子どもの貧困対策を推進していくに当たりましても、44ページの1にあります地域における支援機関や団体等との連携促進ということで、先ほども申し上げましたけれども、地域におけるさまざまな支援機関、実際に子どもにかかわっている方々、子ども食堂などを含む居場所づくりにかかわっている方々も含めてネットワークを構築していきたいと考えているところでございませう。

○松本部長 今、連携体制、特に相談支援体制の強化という観点から幾つかの議論が出ていると思いますが、いかがですか。特にそのところを新規で、あるいは、その辺の成果指標などがもう少し具体的に何点かあってもいいのかなと思うのです。そのほうが中間評価をするにしても、後で成果指標そのものを見直すことも必要になってくると思うので、議論がしやすいような気がいたします。

○川田委員 今の地域における支援機関との連携促進はとても大事だと私も思うのですが、それに関連して二つの質問というか、意見です。

一つは、黒塗りの星印がついているから新規ということですが、地域における支援機関や団体等との連携促進は特に予算がついていないように見えるのです。そこが不安というのが一つです。

もう一つは、広報の拡充に関して、案の45ページの7にはとても重要なことが書いてあります。受け手の目線に立った広報の充実を図りますということで、市民の目線に立ったということですが、そのときにやはり今回調査をやってみて思ったのは、知っているか、知らないかと言えば知っているけれども、自分がそれを受けられるという主観に乖離があると思うのです。知っていることと自分ごととして受けとめられるかどうかということがあって、ここで潜在的にでも本当に必要な支援を届けるという意味でいうと、相談支援に当たる窓口の方の相談技術や、さまざまな知識、経験が大事だと考えると、単に紙物を幾らまいても難しく、人の育成というのが結構大事ではないかと感じたのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 実際に相談に当たる職員ですが、40ページの困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進の2番目の子どもの貧困への理解の促進ということで、日ごろから子どもとかかわる関係者に対して、地域の方はもちろんですが、市の職員も含めて子どもの貧困への理解を深めるための研修や啓発を実施していきたいと考えているところでございます。

○松本部長 ご質問には、ネットワークの予算の話が出ておりましたが。

○川田委員 ネットワークは、新規予算がなくて、どうやってやるのかなと思ったのです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 既往の予算で対応しつつ、ネットワークを構築していくことを考えているところでございます。

○川田委員 この連携はすごく大事なところだと思うのです。そこは体制をつくって、連携をつくるためのエージェントになるようなポストも含めてやったらいいのではないかなと思うところでは。

○村尾委員 それに関連してですが、つい先日、香川でうちの事業をやりました。香川県には専属のコーディネーターを県社協に置いていまして、最初は行政がやるべきものを社協に投げたのかと思ったのですが、実はすごく連携をとっているのです。

いろいろな施策が横断的に行われるときに、やはり一つの担当職員だけではいけないような状態になることは想定できます。今年度は、もう既に予算要求済みだと思うのですけ

れども、国でもコーディネーターを養成しましょうとかいろいろとありますので、この相談支援もそうですし、全体をコーディネートしていくような人材はちゃんと置いておいたほうがいいと思いました。

○松本部会長 どうぞ。

○箭原委員 ずれるかもしれないのですが、先ほどの私の意見を松本部会長に横ぐしと表現していただいたのですけれども、本当にどこかしらで横ぐしが一本刺さると、受益者としても横ぐしが刺さったと感じるところがあると思うのです。地域のご意見を吸い上げるときに、やはり社協の民生委員が一番近いもので、お金をかけずに既存のものであると思うのです。そこと区の保健福祉部に横ぐしを刺していただくだけでも、この貧困対策は今の相談機関の上乗せになるのではないかと考えているのです。

今、区役所に行くと、社協のブースもあるので、それをもう少し母子相談員の横に入れるとか、ただ、机を動かすだけで大分違うと思うのです。そういうことはお金をかけなくてもできるので、どこかしらに横ぐしを刺してもらって、行政も変わってきた、私たちの相談を親身に聞いてくれるのだなという市民のニーズに答えているということも大事ではないかと思うのです。

○松本部会長 ネットワークと言いますときに、一つは地域で活動されている民生委員・児童委員も含めたネットワークということと、庁内も含めて既存の相談機関が横ときちんとつながっていけるかということは両方大きいと思うのです。今日は計画づくりと計画ができた後のことも含めて、皆さんからご意見があると思うのですけれども、そこは具体的な形のようなものを議論しないとまずいだろうと思うのです。

もう一つは、これは個人的な意見ですが、相談支援体制の強化というときに、どのような地域的な大きさを念頭に置いてそれを考えるのかということがとても大きいと思うのです。全市のネットワークにしても、小学校区、中学校区ぐらいの子どもも親御さんも徒歩なり自転車ぐらいで移動できるような範囲に、既存の学校なり保育所、幼稚園、幾つかの機関がありますから、そういう地域を念頭に置いてネットワークづくりを考えながら目標を示すのが大事だと思うのです。区単位で考えたら人口規模でいうと20万人とか30万人で、大きな市になるのです。実際に小さい地方都市なんかで、案外機動的にやっているところは、やはり学区ぐらいの単位を念頭に置いていろいろつながっていけるような体制をつくっているように思うのです。そこをどういう単位で考えるかということは、実は相談支援体制の強化というときに大きいことのような気がするのです。

今、計画に入れるとしても、先ほど村尾委員がおっしゃったアクションプランの中で議論をするとしたらどういう形があり得るか、一、二年かけて議論していくような出発点になるといいなと個人的には考えているのです。すぐにできるものではないですけれども、5年、10年の中で、相談支援というところで地域的な広がりイメージをどう考えるかは大きなことかなと思っております。

お願いします。

○秦委員 何度もそもそも論の話で申しわけないのですが、今、松本部長がおっしゃっているような相談支援体制の話でいっても、実は相談支援体制の横ぐしの話はアセスメントツールなんかで出ています。だけど、児童相談所の相談強化のところで取り組んでいるから、児相が出すプランの中には多分出てくるけれども、ここではこれ以上のことは書けないのか。ただ、市民はどの紙を見るかわからないから、たまたま児相の紙を見ればアセスメントツールの話が出てくるけれども、こっちを見ても具体性がどうなのかということになってきます。最初の話に戻すと、何となくいろいろなところでやっているものを拾い集めてきた感じになっているからオリジナリティーが薄れていくところもあるので、よそでやっていることは書かない、書くなら全部書くほうがいいのかと思います。このオリジナルは何かというところがすごく弱い気がするのです。

○松本部長 相談体制で、今の児相ベースのアセスメントの話は、要対協にのる手前あるいは通告ケースの中で、ネグレクトケースなんか念頭にがあるような気がします。

一方で、子どもの貧困対策は、お金にかかわる制度利用の問題や、健康を害する、障がいがある、虐待ケースではないけれども、いろいろな生活上のアクシデントがあったときのことだと思うのです。そのところは、例えば、医療や保健、福祉で個別に相談があるところをどんなふうにつなげるかがとても大きなことのような気がするのです。

○秦委員 そういう意味で言うと、例えば、64ページの10番は、もう既にほかで取り組んでいるとか、5番や7番もそうですけれども、ほかでやっていることをあえてここで書く必要があるのかどうか、やはり書いたほうがいいですね。

○松本部長 それはいろいろな考え方があるでしょうけれども、一回こうやって並べてみてどういうものがあるかを整理して、どうやって横につなげるかを考えてみる最初のステップだと個人的には理解しております。

○鳥山委員 今のお話に関連すると、並んでいることは意味があると私も思ったのですが、どこがポイントで、ここが実は肝だというふうに説明いただいた上でこれを見るとそうかと思うのですけれども、たぶん、取組一覧は種類の近いもの順に並べていて、それはそれで一つの並べ方だと思うのです。ただ、今回だと、例えば、こういうことをしていきますというときにわかりやすく示しているのは新規とか拡充のところだと思うのです。今までなかったけれども、こういうことを考えていかなければいけないので、しようと思っています、あるいは、今まではこういうところまでしかしていなかったけれども、もう少し充実させますというものが前に来たほうがわかりやすいような気もしています。今の並び方だと、それが出てきたり、既存が並んで、拡充が出てきて、また既存が続いて、新規となっています。既存の分は、逆に制度紹介みたいになっていて、その制度紹介の中に拡充や新規が入っていると、全部が制度紹介かなと読めてしまうのです。時間をかけて読んで、こちらが意図を読み取らないといけないので、それはどうなのかなと思ったのです。新規や拡充を考えているものを並べて、既存のものとしてはこういうものがあると次に並んでいると、これを評価していくときに既存の部分もいろいろとあるけれども、ここももう少し

し変えなければいけないよねという議論にもつながるのかなと思って読んだり、この議論を聞いていました。

○松本部長 これまでご発言のない方もいろいろなお考えがあるかと思しますので、もしよろしければご発言いただきたいと思います。

また、私から少しお話しいたしますが、例えば、内閣府のフレームワークでいうと、学校をプラットフォームにという言い方があります。そこは、やはりスクールソーシャルワーカーをきちんと配置するということですが、地区割りで学区というイメージがあると思うのですが、いろいろなところと比較しても、現行計画の目標値を見ても、今、札幌市はそこはかなり手薄い状態のまま来ているような気がします。そこをきちんと変えていくことが大事だと思うのです。

それから、お金絡みのことは、進学にしても何にしても、結構学校のところで出ることがあります。そうすると、いろいろなトラブルになったり、トラブルになる前のところで、例えば、融資の先とか給付などお金のことにつなぐのは、学校の先生も全部をご存じではないので、学校の先生の中で詳しい方をつくっていくのか、それとも、事務職員につなぐような体制をとるのか、基本的にはスクールソーシャルワーカーの配置だと思うのですが、かなり時間をかけて整備していくことになるので、そこをどういうふうにするかは大きいことのような気がします。親御さんの病気絡みでお金のことが出てくるときに、保育所、幼稚園も含めて子どもが通っているところや地域のネットワークが大事で、核になるべきだと思うのです。

○加藤委員 私は、学校教育関連の調査をさせていただいたのですけれども、札幌と北海道で比較したときに一つ気になるのは、貧困世帯だけれども、子ども自身が自分の家の暮らしを苦しいと思っているかどうかも聞いているのです。そのときに、例えば、北海道でいうと、その中の半分以下ぐらいの子が自分の家の暮らしは苦しくないと答えています。ところが、札幌はそれがはね上がってしまうのです。特に中学2年生と高校2年生ではね上がるということは、同じような世帯経済状況にあっても、札幌で暮らしているとより多くの子どもたちが自分たちの暮らしが苦しいことを、もしかしたらスティグマタイズ、要するにマイナスのこととして受けとめる率が非常に高いということがあると思うのです。これは、多分、単純な話ではなくて、目先で何をするかということと、もう一つは、もしかすると支援を受けることがマイナスに働いてしまう地域なのかもしれません。これは権利条例と関連してくると思うのですけれども、学校教育の中で、子どもたちには受ける権利があること、自分が支援を受けることは別に悪いことではないと日常生活の中で教育を受けることもとても重要なことだと思うのです。特に中学2年生、高校2年生で北海道と比べて割合が20%以上大きくなるので、北海道の施策を考えると、ほかの地域と比べて札幌にどういう特徴があってどこに力を注ぐのか、一つは学校教育との関連性は大きな課題ではないかと思うので、発言させていただきました。

○松本部長 特に子ども側から見たときの受け取り方をどう考えるか、もう一つは、他

地域と比べるとお金のことに関係したトラブルなり、いろいろなことに直面する場所、地域であるという二つのことがあると思うのです。とても大事なご指摘だと思います。逆に、そういうことを学校の先生がどのような形で理解されているかもとても大きいと考えております。

この中で、道外も含めていろいろなところの状況を一番知っているのは村尾委員だと思いますが、他都市の計画づくりなり、先ほどアクションプランの話もありましたが、こういうふうな形で進めているとか中の体制づくりで、これからの札幌のヒントになるようなことがもしあればお願いします。

○村尾委員 それぞれの自治体の個別的な施策に関しては、多分、前回の会議で一覧を参考として出ささせていただいたのもあるので、また、それも今回の計画の中ではという意味で、アクションプランみたいところでぜひやっていただきたいと思います。

例えば、京都府では、一番最初にこの対策の法律ができた後に京都府の計画をつくる会議を立ち上げたのです。そのときに当事者の大学生の子が委員になったり、ほかにも、当事者の学生や当事者性のあるご家庭の方からのヒアリングも継続して常に行うとか、今回の実態調査みたいなものがより継続して、量的調査だけではなく受益者になるであろう方々の声を常に聞けるような体制をとるというところは非常に大事な1点かなと思っています。

市民の方々がどういうふうに関心されるかが結構大事だと思っていて、この札幌市の計画も、もちろん全部できるわけではないというのは、高校生ぐらいになればある程度説明したらわかってくれると思うのです。逆に、ごまかさないではないですけども、知事や市長がかなり思いを伝えて、これはまだ途中だというようなメッセージみたいなものがちゃんと届くかどうかでも大事かと思っています。

○松本部長 とても大事な指摘で、当事者の観点をどんなふうに計画なり評価にきちんと入れていけるかという話と、もう一つはメッセージとしてどういうことをきちんと出していくかということがとても大きいことだと思います。大変貴重なご意見であると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○箭原委員 先ほど加藤委員がおっしゃったような中学2年生、高校2年生は、すごくひしひしと感じております。札幌市では、まなトピアといって無料の学習塾をやっているのですけれども、そういう感じをとっても受けます。

それを肌で感じている中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、今は常駐ではないので、やはり常駐で、毎日ずっといるから見られるところが出てくると思うのです。そこにはとてもお金がかかるので、本当にすぐにはできないことかと思うのですけれども、やはり未来を見ると、よき納税者をつくるためにもその辺を手厚くするといいと思います。

それから、先ほどの中学2年生の子がすごく悲壮感が漂うというのは、キャリアカウンセラーが今の子どもたちには必要ではないかと思うのです。自分がどういうふうな仕事に

つくのか、社会に出たらどうなるのか。学びたくない、お勉強なんてしたくないというのではなくて、こういうふうな仕事につきたいとか、こんな仕事があるというキャリアカウンセラーというものを子どもたちにちゃんとお話をしていくと、違う方向で、今、僕は数学ができないけれども、こっちを頑張ったら何とかなるのではないかというような未来が描けるようになると、次は、どこの奨学金をもらったり、お金を稼ぐかということができてくるのではないかと思います。その辺から地固めではないですけども、お金をかけてほしいと思います。

○松本部長 子どもの進路というものを子ども自身がつくっていくことを手助けできるかは大変根本的な問題の一つかと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーでいうと、今の札幌市の体制は、何か問題があるところについて、その個別支援のあるところに行くというものです。そうではなくて、ここが担当だとなっているのと、同じ人数でも考え方が大分違うと思うのです。やはり、学校の先生がうちのソーシャルワーカー、うちを担当している人となるのか、何かあったときをお願いする人となっているのかでは配置の考え方が違うと思います。おそらく担当となっていくほうがいろいろなことがスムーズになっていく気は個人的にはしております。同じ人数でも考え方をどう整理するかで大分違うような気がします。

お願いします。

○村尾委員 それは、まさに前回言ったような気がするのですが、松戸市で常勤の固定配置のスクールソーシャルワーカーを置いていて、入学式からいて、日ごろの学級活動から顔を出したりしています。

それから、山口県でもこの取り組みをパイロット的にやっているところがあって、そのスクールソーシャルワーカーのお話でおもしろかったのは、まずは学校の職員室をソーシャルワークしないといけないとおっしゃっていたことです。学校の先生方も頑張っているんですけども、そういった意味では課題が出てから相談に入っていくときにも、実はそばにいる先生方も日ごろから信頼関係をつくらないといけないというお話をされてきました。そういった意味では、モデル的に常勤の固定配置をして効果が見られるようであればさらに展開していくようなことも考えられると思います。

○松本部長 今、学校の話になりましたけれども、お考えがあればお願いします。

○事務局（高屋敷学校相談支援担当係長） 教育委員会でスクールソーシャルワーカーを担当している高屋敷と申します。

本市のスクールソーシャルワーカーは、約10年近く前から、今、委員方がおっしゃっているように困難な事案があって学校でいろいろと対応しているのですけれども、非常に難しい、これは学校教育の範疇を超えて福祉的な支援が必要だという場合に教育委員会に相談して、教育委員会から派遣していくことをやっています。

当初、2人でスタートして、それを毎年1人程度増やしてきました。現在は10人のスクールソーシャルワーカーと、教育委員会に1名のスーパーバイザーを配置して学校か

らの相談に対応しているところです。

常勤というお話があって、私たちもその可能性やさまざまなソーシャルワーカーの配置の仕方について、現在検討しております。予算要求も含めまして、将来のどんな姿がいいのかを検討しているのですけれども、現在の体制で言うと副職というか、他のお仕事をされて、そのほかの時間で教育委員会のスクールソーシャルワーカーをしていただいている方もおります。そういった人材的な問題もあって、今すぐ常勤というのは難しいところでございます。将来的な体制も見据えて拡充に努めてまいりたいと考えているところです。

○松本部長 10名までふやされたということは大変なご苦労があったと思いますけれども、常勤体制で考えたらたぶん2人か3人ぐらいの時間数ですね。

○事務局（高屋敷学校相談支援担当係長） 今の時間は10人で年間1,800時間になっています。

○松本部長 やはり、そこは担当の方だけがそこでご苦労されるよりも、こういうふうな計画づくりをしていく中で、そこに重点を置いていきましょうということを市民も含めて世論形成していくようなきっかけになるといいなと個人的には考えております。

例えば、そうではなくて、札幌市の場合は別の形で何か相談支援体制をやっていくのか、制度化されているものに拡充していくほうがやりやすいような気がしますので、大きな流れの中で計画的にやっていくことを、市としてもこういうことをきっかけにできていくと、また違ってくるのかなと個人的に考えております。

○事務局（高屋敷学校相談支援担当係長） 受けとめまして、来年以降、施策に反映してまいりたいと思います。

○松本部長 ほかにいかがでしょうか。

○秦委員 個別の件で、何点か、確認というか、意見をさせてもらいたいと思います。

54ページに、地域における子どもの居場所づくりの推進という項目がありまして、子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況を調査してガイドブックなどを活用して紹介していくようなことが書いてあります。基本的に子ども食堂は、ほとんどが民間で自費やフードバンクなどの協力を得ながら運営している人たちが多くて、今は積極的に市が補助金を出すとか助成するという体制にないと思うのです。そうすると、民間で一生懸命やっている人たちの情報を集めて、あそこへ行ったら居場所があるよという紹介だけすることをここに書くということになると、それはあまりにも無責任だろうと思うのです。であれば、そこについての予算的なものがここには出ていなかったのですけれども、当面、予算的な措置は計画の中にはそれほどないけれども、子ども食堂のようなところがこういう地域にあるから使ってみたらという情報だけを提供するという読み込み方でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今現在、実態を把握するために、実際に子ども食堂を運営されている方々にアンケートをお送りしたり、あるいは、地域でこういったニ

ーズがあるかを今年度の下半期で調査していく予定であります。それを取りまとめて、子ども食堂を始めたいという方や、今、子ども食堂をされている方に情報提供させていただいて参考にさせていただこうということを考えています。

実態調査の結果を取りまとめた上で、では、実際に居場所づくりにどういった支援が必要になってくるかは、調査結果が今年度末にまとまりますので、それを受けて検討していきたいと考えております。

○秦委員 そうすると、将来的には子ども食堂などを運営する人について、一定の基準を満たしていると運営の助成なども検討するということですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それも含めて検討していくことになると思います。

○秦委員 もう一点、よろしいでしょうか。

社会的養護のところですが、社会的養護を必要とする子どもたちの支援のところで、当然、子どもに直接的な支援が必要ですが、やはり子どもを支える側の支え手の支援はどうしても必要で、支え手が集まらなかったり、支え手のなり手がいなかったり、支え手が疲弊していたりすると、結果、子どもたちの幸せが確保できないことになっていきます。例えば、里親もこれから社会的養護の中で重要な支え手になっていくと思うのですけれども、里親を支えるためのホスティングシステムについて、計画等があればお聞かせいただきたいと思います。

○事務局（仲上企画担当係長） 児童相談所の地域連携課の仲上と申します。

今のお話ですが、もともと児童相談体制強化プランにおきましても、里親の関係は検討していくということで載せていたところがございます。それと並行して、国でも大きな動きが出てきているところですから、そういった状況等の見きわめも必要などころでございますので、そういったところも踏まえながら今後検討を進めていきたいと考えております。

○松本部長 先ほどの地区割りの支援体制の中に、里親や、やや困難な家庭のところに集中的に支援することを位置づいていくというのが一番有機的に動くのかなと思います。そこのところをばらばらにやっていると会議がふえてかなり大変かなという気がします。

一つお聞きしたいのは、これは何か実行体制の強化のような形で書いていただければと思うのですが、市として子どもの貧困対策計画のようなものを初めておつくりになるということですね。かなり広範な部署にまたがるところで、先ほど横ぐしの話もありましたけれども、新規事業を運営するよりも計画をつくる時の実行なり調整機能、あるいは、評価をしていくセンター的なお仕事をきちんとしていくような体制づくりが必要ではないかと思うのです。それは、かつてなかったところからつくっていくという中で、今ちょうど過渡期にあるかと理解しているのですけれども、そこは庁内の中の体制はどんなふうにお考えですか。

そこはかなり大きいと思うのです。ここで、計画づくりとしてはいろいろありますが、

それを全部並べてこれから相談支援体制の強化、ネットワークも含めて、どんなやり方がいいかを考えていこうというときに、外の人が評価します、検証しますという話はあるのですけれども、それを推進する中の実施体制について、そこはきちんと強化して庁内横断的な体制をつくる、コーディネート機能を持たせることは計画の一番大事なことからという気がしておりますけれども、そこはいかがですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今現在、子どもの権利推進課がこの計画の取りまとめを担当しているところでございます。計画ができた後も進めていくことは当然重要になってまいりますので、今段階ではっきりとしたことは申し上げられませんが、庁内でどうやって進めていくかも計画の推進とともに検討していきたいと思っております。

○松本部長 つくった計画をとにかく推進してブラッシュアップしていくときに、もちろん具体的なやり方について細かく書くことは難しいと思うのですけれども、その体制づくりと実行体制の強化は書かれてはどうかというのが私の意見であります。

○川田委員 個別のところ、子育て支援の地域子育て支援に関連するところですが、細かいページが見つけれないのですが、41ページの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進で、子育てサロンが一番下に書いてあります。それで、最近、全国で地域子育て支援拠点事業の中で、開設時間を柔軟に運用する例が出てきています。つまり、具体的には夜間の開設です。これについて、今、札幌市から地域子育て支援拠点の指定を受けている常設サロンでは自主的に始めているところもありますが、市としてそれをサポートするようなことはこの中に含まれているのか。つまり、昼間だとなかなか来られない方の中に、夜間だと来られる例もあつたりするので、その時間の運用の柔軟化についてはいかがでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今、所管の担当者がこの場に来ていませんので、それは伝えておきたいと思っております。

そういう必要性があるということであれば、当然、検討していかなければならないことになってくると思っております。

○川田委員 国の制度上は時間の制限はありませんので、ぜひヒアリングをしていただいて、夜間のニーズがあるのであれば、それは市として認めていただくような形がいいのではないかと考えております。

○松本部長 今、大事な指摘だったと思っております。そこだけではなくて、夕方なり夜の時間帯をどうするかというのは、個別的にはかなり出てきているような気がするのです。ですから、乳幼児から小学生も含めて、そこをどういうふうに柔軟に、既存の制度の運用かもしれませんけれども、時間への配慮をどう考えるかは貧困対策を考えたときに、やはり夕方から夜の時間帯をどういうふうに支えるかという問題になってくるかと思っております。お聞きして、取り組むべき課題の一つかなと思っております。

○秦委員 例えば、児童家庭支援センターが市内に4カ所設置されていて、一応、24時間365日で、うちも1カ所運営しています。やはり、学校が終わってからでないとなら

れないお子さん、仕事が終わってからでないとか来られないお父さんは8時、9時まで相談を受けているのです。ただ、それがさっきの横ぐしではないけれども、周知の仕方として子育てサロンというところに書かれていたら、そこしか見ないと、そこからは引っかからないです。なぜなら、サロンはそこまでやっていないからです。

それが全体的に見て、ここだったら夜もやっているのだなとわかって、しかも児家センについては、市内に4カ所もあって、さらに計画の中では2カ所ふやして6カ所になる予定です。そういうことも含めて周知の仕方をもう少しうまくやっていただきたいと思います。さっきから言っていることも含めて、もっとテクニカル的にできそうな気がするのです。

○松本部長 こうして案を出していただいたので、逆に、いろいろな意見が出るようになってきたことがとても大きいと思います。

一つは、全体のフレームワークそのものはこういう柱でということですがけれども、個別に幾つかもう少しここをつけ加えたらどうかとか、こういうことがあってもいいではないかという意見が出たと思うので、そのところはご検討いただきたいと思います。

もう一つは、指標のつくり方について、かなり意見が出たと思います。そこも、個人的にも気になっているのは、施策の評価として具体的に評価できるようなものをもう少し入れたらどうかということがあります。

それから、書き方の順番も含めて、めり張りをつけてどこを重点ポイントとしてやっていこうとするかというようなことがメッセージとして伝わるような構成の仕方はないだろうかというご意見もあって、それぞれとても大事なことだと思います。大変なご苦勞をまたお願いすることになるかもしれないですけども、ぜひそこもご検討いただければと思います。

あとは、計画ができた後のことですがけれども、個人的には強い意見として、実行体制をどうつくるかということを行入れておいて、その検討をきちんとやるのが、さっきの横ぐしの話でもありませんけれども、そこが一番基本かなと思いますので、そこはぜひと思います。

おそらく、できた後、アクションプランなどの具体案としてどういうふうにするか、ネットワークをつくっていく中でいろいろな知恵を出していただいて、皆さんと議論するような場づくり、それをアクションプランと呼ぶのか、何と呼ぶのかは別にして、できた後の広い意味での実行体制でもう少し先の見通しのようなものがあると、逆にめり張りがあるって、まず、ここからやって、これをこういうふうにしていいものにしていきますという形で計画が出されると、その後に市民が議論しやすい、評価しやすいような気がいたしました。そこも含めてわかるような形にさせていただければと思いますし、今日は計画が出た後にどうするかで、とても貴重なご意見が幾つか出ているように思いますので、ご考慮いただければと思います。そういうことを盛り込んで、もう少し整理していただければ思っております。

このような形で一旦は整理をさせていただきたいと思いますが、それではまずい、もっとういことはどうだ、あるいは、ここはもう少し検討しておくべきだということがありましたら、いただければと思います。整理のときに、順番もそうですし、ターゲットをかなり絞った施策なのか、かなり大きなところなのかもメリハリをつけてわかるようにすると議論がしやすいのではないかとのご提案もありましたので、そこもご考慮いただければと思います。

それから、広い分野にわたるもので、個別的なことは議論しにくいかと思うのですが、個別のところでももう少しこういうことを入れ込んだほうがいいのではないかとか、特に成果指標のつくり方で、では、具体的にこういうことを入れる可能性はないだろうかというご意見やご提案があったら、この後すぐにいろいろな整理作業を始められると思いますので、年明けではなくてそう時間を置かずにお寄せいただくと整理されるご担当の部署の方の参考になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松本部長 それでは、少し整理していただいたもので子ども・子育て会議に臨むということと、パブリックコメントの手続きという進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松本部長 今日は短い時間でしたので、こういう観点はどうかというご意見があれば、できればメモに書いていただいて事務局にお寄せいただくと、事務局の整理に役に立つかと思っております。よろしく申し上げます。

成案は、子ども・子育て会議に出る前に、ここに集まっていた委員の方にも送られることになりますか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) そうです。

○松本部長 わかりました。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松本部長 それでは、事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 長時間にわたり、さまざまな貴重なご意見をどうもありがとうございました。

次回の開催につきましては、作業の進捗等の都合もありますので、改めて事務局から日程調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松本部長 今日は、どうもありがとうございました。

以 上